

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

一般給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	115	13.3%	主事 技師 栄養士 保育士 保育教諭 保健師 計	69 10 3 23 2 8 115	285	33.0%	一般職員
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	170	19.7%	主事 消防主事 技師 栄養士 保育士 保育教諭 保健師 計	106 1 12 6 40 1 4 170			
3 級	主任の職務	289	33.5%	主任 計	289 289	289	33.5%	主任級
4 級	係長の職務	126	14.6%	係長 副園長 主査 計	101 8 17 126			
5 級	副課長の職務	66	7.6%	副課長 園長 副主幹 専門員 所長 場長 管理員 副所長 事務局次長 総括主査 副園長 参与 計	34 3 4 5 2 2 1 1 1 7 4 2 66	66	7.6%	副課長級
6 級	課長の職務	67	7.8%	課長 支所長 所長 室長 副所長 育成科長 主幹 指導主事 特別支援教育指導員 園長 計	39 4 1 3 1 1 7 2 1 8 67			

7 級	部次長の職務			次長 会計管理者 事務局長 教育次長 参事	12 1 3 2 4	22	2.6%	次長級
		22	2.6%	計	22			
8 級	部長の職務			部長 事務局長 消防長	6 1 1	8	0.9%	部長級
		8	0.9%	計	8			
総計					863			
合計		863	100.0	※再任用短時間職員、育児休業代替任期付職員を含む。				

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防士の職務			係員	40	40	18.4%	職一員般
		40	18.4%	計	40			
2 級	消防士長の職務			主任 副主任	50 25	75	34.6%	主任級
		75	34.6%	計	75			
3 級	消防司令補の職務			係長 主査 主任	50 2 1	53	24.4%	係長級
		53	24.4%	計	53			
4 級	消防司令の職務			副主幹 係長	3 3	6	2.8%	副課長級
		6	2.8%	計	6			
5 級	困難な業務を行う消防司令の職務			課長 主幹	11 19	30	13.8%	課長級
		30	13.8%	計	30			
6 級	1 消防監の職務 2 消防司令長の職務			次長 署長 課長 副署長	2 4 3 4	13	6.0%	次課長長級
		13	6.0%	計	13			
総計					217			
合計		217	100.0%					

医療職給料表（１）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	0	0.0%	— 計	— 0	0	0.0%	職一 員 般
2 級	医長の職務	0	0.0%	— 計	— 0	13	25.5%	課 長 級
3 級	部長の職務	13	25.5%	部長	1			
				医長 計	12 13			
4 級	1 副院長の職務 2 医療局長の職務 3 主任部長の職務	37	72.5%	理事	1	37	72.5%	次 長 級
				副院長	1			
				医療局長	1			
				担当局長	3			
				主任部長	19			
				部長	11			
				参事 計	1 37			
5 級	病院長の職務	1	2.0%	院長 計	1 1	1	2.0%	部 長 級
総計					51			
合計		51	100.0%					

医療職給料表（２）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師 その他の職員で市長の定めるもの（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	4	4.6%	診療放射線技師 臨床検査技師 診療情報管理士 計	1 2 1 4	51	58.6%	一般職員
2 級	1 薬剤師の職務 2 臨床心理士の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師等の職務	15	17.2%	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 計	2 4 8 1 15			
3 級	副主任の職務	32	36.8%	副主任薬剤師 副主任診療放射線技師 副主任臨床検査技師 副主任理学療法士 副主任作業療法士 副主任視能訓練士 副主任言語聴覚士 副主任診療情報管理士 副主任歯科衛生士 副主任臨床心理士 副主任臨床工学技士 計	7 5 8 2 1 1 3 1 1 1 2 32			
4 級	主任の職務	12	13.8%	主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任薬剤師 主任歯科衛生士 主任作業療法士 主任臨床工学技士 主任精神保健福祉士 計	1 3 2 1 3 1 1 12	12	13.8%	主任級
5 級	1 科次長の職務 2 係長の職務	19	21.8%	次長 専門員 副主幹 係長 主査理学療法士 主査作業療法士 主査視能訓練士 計	3 1 1 9 3 1 1 19	19	21.8%	課係長長級
6 級	1 部次長の職務 2 科長の職務	5	5.8%	科長 診療科長 計	4 1 5	5	5.8%	課長級
7 級	部長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	部長級
総計		87	100.0%		87			
合計		87	100.0%	※育児休業代替任期付職員を含む。				

医療職給料表（３）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0%	—	—	221	66.8%	一般職員
				計	0			
2 級	看護師の職務	104	31.4%	看護師	104			
				計	104			
3 級	副主任の職務	117	35.4%	副主任看護師	117	62	18.7%	主任級
				計	117			
4 級	主任の職務	62	18.7%	主任看護師	62	47	14.2%	課係長長級級
				計	62			
5 級	1 副看護部長の職務 2 科長の職務 3 看護師長の職務	47	14.2%	副看護部長 科長 主幹 看護師長 専門員 副看護師長	2 7 1 18 1 18	1	0.3%	次長級
				計	47			
6 級	1 副院長の職務 2 看護部長の職務	1	0.3%	看護部長	1	331		
				計	1			
総計								
	合計	331	100.0%	※育児休業代替任期付職員を含む。				

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な労務を行う職務	1	0.6%	用務員	1	157	100.0%	一般職員
				計	1			
2 級	相当の技能又は経験を必要とする職務	13	8.3%	調理員	6			
				用務員	7			
				計	13			
3 級	相当高度の技能又は経験を必要とする職務	36	22.9%	主任技士	1			
				主任業務士	1			
				主任調理員	25			
				主任用務員	9			
				計	36			
4 級	3 級に規定する職務で、市長が特に必要と認めた職務	107	68.2%	主任業務指導員	4			
				主任技士	3			
				主任運転手	1			
				主任業務士	26			
				主任調理員	56			
				主任用務員	17			
				計	107			
総計					157			
	合計	157	100.0%					

※再任用短時間職員を含む。

企業職給料表（１）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	4	5.5%	主事	2	19	26.0%	一般職員
				技師	2			
				計	4			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15	20.5%	主事	6			
				技師	9			
				計	15			
3 級	主任の職務	26	35.6%	主任	26	26	35.6%	主任級
				計	26			
4 級	係長の職務	13	17.8%	係長	13	13	17.8%	係長級
				計	13			
5 級	副課長の職務	8	11.0%	次長	1	8	11.0%	副課長級
				専門員	2			
				副課長	4			
				総括主査	1			
				計	8			
6 級	課長の職務	6	8.2%	課長	5	6	8.2%	課長級
				総括専門員	1			
				計	6			
7 級	部次長の職務	1	1.4%	参事	1	1	1.4%	次長級
				計	1			
8 級	部長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
総計				計	73			
合計		73	100.0%	※再任用短時間職員、育児休業代替任期付職員を含む。				

企業職給料表（２）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な労務を行う職務	0	0.0%			1	100.0%	一般職員
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を必要とする職務	0	0.0%					
				計	0			
3 級	相当高度の技能又は経験を必要とする職務	1	100.0%	主任技士	1			
				計	1			
4 級	3 級に規定する職務で、市長が特に必要と認めた職務	0	0.0%					
				計	0			
総計					1			
合計		1	100.0%					